

四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「100分の202.5」を「100分の222.5」に、「100分の162」を「100分の178」に、「100分の121.5」を「100分の133.5」に、「100分の60.75」を「100分の66.75」に改める。

第2条 四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

在職期間	支給割合
6か月	100分の205
5か月以上6か月未満	100分の164
3か月以上5か月未満	100分の123
3か月未満	100分の61.5

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）第5条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。